

下水道法第16条工事完了検査依頼書提出時のチェックリスト（下水道施設課）

R6.7.1改定版

- ①「下水道法第16条工事着手届」はお客様設備課に提出済みか
- ②「下水道法第16条工事完了検査依頼書」 鏡（申請者の押印求めない）
- ③位置図、マッピング図面（工事箇所等の記載）
- ④取付管接続調書（撤去工事については不要） 必要 不要
- ⑤工事写真

（着手前、工事後、掘削状況、削孔状況、削孔片、支管接続状況、接着剤塗布、番線締付、配管状況、勾配、柵深、柵市章、各離隔距離、インバート、調整工、閉塞状況、転圧状況、矢板設置状況、安全管理、舗装本復旧など）

※特に工事完了後に写真でしか確認できないものは必ず写真提出してください。

- ⑥「下水道法第16条承認工事による帰属届出書」（撤去工事については不要） 必要 不要
※印鑑必要、認印でも可
- ⑦道路占用許可の写し（私道の場合は不要） 必要 不要
- ⑧道路占用等の申請名義（上記⑦の申請者）が個人の場合、名義変更書類 必要 不要
※申請名義が天津市公営企業管理者（お客様設備課）であれば不要
※私道の場合や撤去工事については不要
 - 県道占用であれば、権利譲渡届を3部
 - 市道占用であれば、住所・氏名変更届を2部
 - 1級河川占用であれば、権利譲渡承認申請書を3部
 - 法定外・普通河川占用であれば、権利譲渡等承認申請書を2部
- ⑨舗装本復旧が未完了の場合、本復旧の「確約書」 必要 不要
※印鑑必要、認印でも可
※私道の場合でも必要
 - 本復旧済み
 - 企業局（お客様設備課）にて復旧
 - 他工事（道路工事等）にて復旧
 - 復旧不要（道路管理者、土地所有者了承済み）
 - その他（ ）

確認者(会社、所属)

(氏名)

各様式は天津市企業局のHPよりダウンロードしてください。